

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会 規約（現行）	水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会 規約（改正案）
<p>第1条 名称</p> <p>本会は、「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称す。</p>	<p>第1条 設置、名称</p> <p>本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称す。</p>
<p>第2条 目的</p> <p>推進協議会は、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、信濃川下流域のもつ課題及び被災のための目標を共有し、協働して、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、下流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築し、地域防災力を向上させる治水方策を推進することを目的とする。</p>	<p>第2条 目的</p> <p>推進協議会は、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、信濃川下流域のもつ課題及び被災のための目標を共有し、協働して、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、下流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築し、地域防災力を向上させる治水方策を推進することを目的とする。</p>
<p>第3条 組織</p> <ol style="list-style-type: none"> 推進協議会に会長をおく。会長は、会員の互選によるものとし、会務を総括する。なお、会員は、別表-1に掲げる会員をもって構成する。 推進協議会に幹事会をおく。幹事長は会長が指名し、幹事は、別表-2に掲げる幹事をもって構成する。 <ul style="list-style-type: none"> 幹事会は、推進協議会の企画立案や会員機関相互の連絡調整、推進協議会の指示による各種検討を行う。 	<p>第3条 対象河川</p> <p>本会は、別添に示す信濃川（下流）、関屋分水路、その他信濃川下流域における指定区間内の一級河川及び新川他8水系の二級河川を対象とする。</p> <p>第4条 組織</p> <ol style="list-style-type: none"> 推進協議会に会長をおく。会長は、会員の互選によるものとし、会務を総括する。なお、会員は、別表-1に掲げる会員をもって構成する。 推進協議会に幹事会をおく。幹事長は会長が指名し、幹事は、別表-2に掲げる幹事をもって構成する。 <ul style="list-style-type: none"> 幹事会は、推進協議会の企画立案や会員機関相互の連絡調整、推進協議会の指示による各種検討を行う。

<ol style="list-style-type: none"> 推進協議会及び幹事会は、必要に応じ、協力学識者に意見を聴くことができる。また、協力学識者は、幹事会において選任するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> なお、協力学識者の委嘱期間は、原則として2年とするが、再委嘱を妨げないものとする。 幹事会は、必要に応じ、ワーキンググループを設置し、個別事項に関し、検討させることができる。 推進協議会及び幹事会へは、必要に応じ、推進協議会及び幹事会並びにあらかじめ選定した学識者以外の関係機関を出席させることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 推進協議会及び幹事会は、必要に応じ、協力学識者に意見を聴くことができる。また、協力学識者は、幹事会において選任するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> なお、協力学識者の委嘱期間は、原則として2年とするが、再委嘱を妨げないものとする。 幹事会は、必要に応じ、ワーキンググループを設置し、個別事項に関し、検討させることができる。 推進協議会及び幹事会へは、必要に応じ、推進協議会及び幹事会並びにあらかじめ選定した学識者以外の関係機関を出席させることができる。
<p>第4条 会務</p> <ol style="list-style-type: none"> 下流域全体の地域防災力を向上させる治水方策の実現に向けた具体的な対策を明らかにし、洪水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有し進捗状況を確認する。 減災のための目標を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。 地域防災力を向上させる治水方策の検討において、必要とされる情報の共有や必要に応じて学識者からの助言を得る。 	<p>第5条 会務</p> <ol style="list-style-type: none"> 下流域全体の地域防災力を向上させる治水方策の実現に向けた具体的な対策を明らかにし、洪水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有し進捗状況を確認する。 減災のための目標を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。 地域防災力を向上させる治水方策の検討において、必要とされる情報の共有や必要に応じて学識者からの助言を得る。
<p>第5条 推進協議会及び幹事会の開催</p> <p>推進協議会は、会長が必要と認めるときに会長が、幹事会は、幹事長が必要と認め</p>	<p>第6条 推進協議会及び幹事会の開催</p> <p>推進協議会は、会長が必要と認めるときに会長が、幹事会は、幹事長が必要と認め</p>

たときに幹事長がそれぞれ招集する。

第6条 情報公開

推進協議会及び幹事会は、原則、公開とする。

第7条 事務局

推進協議会の事務局は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所及び北陸地方整備局河川部並びに新潟県土木部におき、各機関と調整を図りながら運営を行う。

第8条 規約の改正

推進協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、会員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

第9条 雑則

この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って決める。

附 則

本規約は、平成25年5月31日より実施する。

(一部改正)

本規約は、平成26年2月13日より実施する。

(一部改正)

本規約は、平成28年8月4日より実施する。

たときに幹事長がそれぞれ招集する。

第7条 情報公開

推進協議会及び幹事会は、原則、公開とする。

第8条 事務局

推進協議会の事務局は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所及び新潟県土木部河川管理課におき、各機関と調整を図りながら運営を行う。

第9条 規約の改正

推進協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、会員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

第10条 雑則

この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って決める。

附 則

本規約は、平成25年5月31日より実施する。

(一部改正)

本規約は、平成26年2月13日より実施する。

(一部改正)

本規約は、平成28年8月4日より実施する。

(一部改正)

本規約は、平成30年 5月 日より実施する。